



お知らせ

令和5年12月13日
愛媛県高規格道路等利活用検討会
(事務局：道路建設課)
TEL089-912-2711

愛媛県高規格道路等利活用検討会 第6回松山外環状道路地方部会の開催について

高規格道路等の整備推進に向けて、標記検討会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 開催日時
令和5年12月19日(火曜日)午後1時30分から4時30分
- 開催場所
【現地視察】
松山外環状道路 空港線 東垣生IC(工事中)付近 ほか
【会議】
愛媛県議会議事堂4階 農林水産・建設委員会室
(住所：松山市一番町4-4-2)
- 議事概要
○現地視察
○会議
・意見交換「松山外環状道路の利活用について」
- 取材
(1) 取材を希望される機関は、12月15日(金)午後5時までに別紙「取材申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。
(2) 本件会議では、「現地視察」と「会議」を行います。現地視察のうち「松山外環状道路 空港線 東垣生IC(工事中)付近」については、視察の様子を取材いただけます。「松山港外港地区」は、セキュリティ等の都合により取材いただけません。
(3) 現地視察される場合は、視察場所へ直接お越しください。場所等の詳細は「取材申込書」受付ののち、個別にお知らせいたします。
(4) 現地視察ののち、会議室にて会議を行います。会議については全て取材いただけます。会議開始までに会議室へお越しいただき、受付を済ませてください。

5 一般傍聴

(1) 傍聴の定員 5人

(2) 傍聴の申込方法等

① 傍聴を希望される方は、12月15日（金）午後1時までに氏名、住所及び連絡先を電話又はメールで検討会事務局（道路建設課）へお知らせください（1回の申込みにつき1名のみ受付可）。

② 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

③ 傍聴することができる方には、12月15日（金）午後5時までに検討会事務局から電話又はメールでその旨を連絡します。

(3) 会議は全て傍聴できます。別紙「傍聴要領」に従ってください。

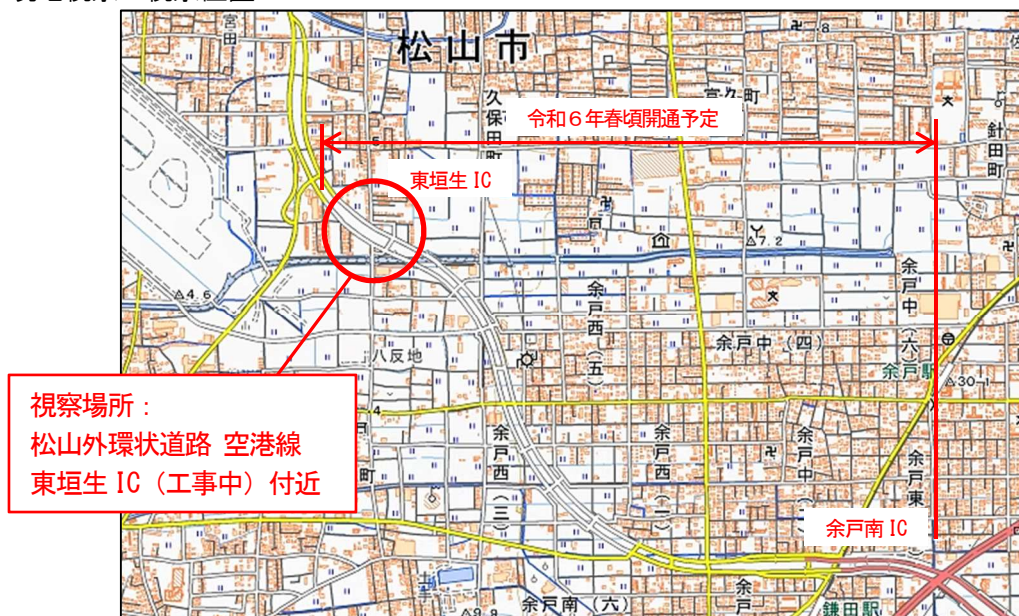
(4) 現地視察は安全上等の都合により参加できません。

検討会の主な行程

時間	内容	場所	取材	一般傍聴
13:40頃	(県庁出発)		—	—
14:05頃 ～14:35頃	現地視察	松山外環状道路 空港線 東垣生 IC (工事中) 付近	○	×
14:50頃 ～15:10頃		松山港 外港地区	×	×
15:40頃	(県庁帰着)		—	—
15:50 ～16:30	会議	県議会議事堂 建設委員会室	○	○

※交通状況等により、時間が多少前後する可能性があります。

現地視察 視察位置



視察場所：
松山外環状道路 空港線
東垣生 IC (工事中) 付近

※国土地理院地理院地図へ加筆



◎問合せ及び傍聴・取材申込先（検討会事務局）
愛媛県土木部道路都市局道路建設課（企画係）
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
電話：089-912-2711 FAX：089-912-2719
MAIL：dourokensets@pref.ehime.lg.jp

(別紙)

送付状不要

愛媛県土木部 道路建設課 佐川 行
(FAX 089-912-2719)

愛媛県高規格道路等利活用検討会
第6回松山外環状道路地方部会
(令和5年12月19日(火))

取材申込書

① 報道機関名 (支局等も記載)	
② 取材者氏名	
③ 取材箇所 ※該当箇所に☑してください。	<input type="checkbox"/> 現地 (松山外環状道路 東垣生IC付近) <input type="checkbox"/> 会議 (県議会議事堂)
④ 使用資機材の種類 (カメラ、テレビカメラ)	
⑤ 連絡先 (携帯電話番号等)	

(報告者)

会社名	
役職名	
氏名	
連絡先	
FAX	

傍 聴 要 領

愛媛県高規格道路等利活用検討会

1 会議での受付及び手続き

会議の傍聴許可を受けた方は、会議開催予定時刻までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

(受付開始は会議開催予定時刻の15分前からです。)

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、会長の指示に従うとともに、次の事項を守ってください。なお、これに違反する場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。